

特別定額給付金の申請受付等について

令和 2 年 5 月 5 日
京 丹 後 市 役 所

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、1人当たり一律 10 万円を給付する特別定額給付金の申請受付等について、次のとおり開始しますのでお知らせします。

◆給付金事業概要

(1) 給付対象者

基準日（令和 2 年 4 月 27 日）において、京丹後市の住民基本台帳に記録されている方

(2) 給付額

給付対象者 1 人につき 10 万円

(3) 受給権者

京丹後市の住民基本台帳に記録されている方の属する世帯の世帯主

(4) 申請方法

受給権者に対し、市から給付金の申請に必要な書類を郵送いたします。感染拡大防止の観点から窓口の混雑を防ぐため、給付金の申請方法は、次の①②が基本となります。

① 郵送申請方式

市役所から郵送する申請書に必要な事項を記入し、記名押印または署名の上、世帯主の本人確認書類の写し、振込先口座の確認書類の写し（不要の場合あり）とともに同封の返信用封筒（切手不要）で市役所市民課宛に返送してください。

② オンライン申請方式

受給権者がマイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナポータル上でのオンライン申請が可能です。オンライン申請の方は、郵送での申請は不要となります。

※ 窓口申請

やむを得ない場合に限り、窓口（市民課および峰山をのぞく市民局）で本人確認を行った上で申請書を受け付けます。

(5) 給付方法

申請者本人名義の銀行口座への振込みとなります。

◆申請受付開始時期

(1) 郵送申請

申請書発送開始：5月15日（金）予定（郵便局持込み）

申請書受付開始：5月18日（月）

(2) オンライン申請開始：5月5日（火・祝）

※申請期限：令和2年8月17日（月）（郵送受付開始から3カ月）

◆給付開始時期

(1) いずれの申請方式の場合も、審査・口座振込処理等を行うため、受付から7～10日程度の時間を要する見込みです。

(2) 給付決定後、給付額・振込予定日等を「給付決定通知書」によりお知らせします。

◆予算措置

(1) 特別定額給付金 54億円（支給額：10万円／人、54,000人）

(2) 同事業事務経費 3,986万円

(3) 予算措置 5月1日専決処分による一般会計補正予算（第2号）

◆問い合わせ先

京丹後市役所 市民環境部 市民課

電話：0772-69-0210 FAX：0772-62-6716